

A109 有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）

【注の見直し】

注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

ものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所在宅復帰機能強化加算として、入院日から起算して15日以降に1日につき5点を所定点数に加算する。

注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。  
イ～カ （略）  
ヨ 退院調整加算  
タ 地域連携認知症支援加算  
レ （略）

注8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。  
イ～カ （略）  
ヨ （略）  
タ 退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）  
レ 薬剤総合評価調整加算

【注の追加】

(追加)

注11 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たもの入院している患者については、有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。

第2節 入院基本料等加算

A200 総合入院体制加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 総合入院体制加算 1
- 2 総合入院体制加算 2

240点  
120点

- 1 総合入院体制加算 1 240点
- 2 総合入院体制加算 2 180点
- 3 総合入院体制加算 3 120点

A205 救急医療管理加算（1日につき）

【点数の見直し】

- 1 救急医療管理加算 1
- 2 救急医療管理加算 2

800点  
400点

900点  
300点

A207-2 医師事務作業補助体制加算（入院初日）

【点数の見直し】

- 1 医師事務作業補助体制加算 1
- イ 15対1補助体制加算

860点

- 1 医師事務作業補助体制加算 1 870点